

中小企業者の範囲について(先端設備等導入計画)

- 先端設備等導入計画の認定を受けられる「中小企業者」の規模は中小企業等経営強化法第2条第1項による。
- 税制支援の対象となる規模要件は別途地方税法による。

導入計画の認定を受けられる「中小企業者」の規模

業種分類	中小企業等経営強化法第2条第1項の定義 (いずれかを満たす)	
	資本金の額 又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
政令指定業種	ゴム製品製造業*	3億円以下
	ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下
	旅館業	5千万円以下

「中小企業者」に該当する法人形態等について

- ① 個人事業主
 - ② 会社(会社法上の会社(有限会社を含む。))及び士業法人)
 - ③ 企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合(「工業組合」「商業組合」を含む。)、商工組合連合会(「工業組合連合会」「商業組合連合会」を含む。)、商店街振興組合、商店街振興組合連合会
 - ④ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合
- ※ ①、②については、上記表に該当する必要があります。
- ※ ④については、構成員の一定割合が中小企業であることが必要です。
- ※ ①個人事業主の場合は開業届が提出されていること、法人(②～④)の場合は法人設立登記がされていることが必要です。

- 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く
- また、企業組合や協業組合、事業協同組合等についても認定を受けることができます(右参照)

【ご注意ください】 次の法人は対象とはなりません

「一般社団法人」「一般財団法人」「医療法人」「歯科法人」「社会福祉法人」「NPO法人」「農業協同組合」「農事組合法人」「森林組合」「漁業組合」など